

## 令和7年9月清須市議会定例会会議録

令和7年9月4日、令和7年9月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

### 1. 開会時間

午前9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		岩	田	喜	一
教	育	長		天	埜	幸	治

企画部長兼人事秘書課長	岡田善紀
総務部長	林智雄
危機管理部長	飯田英晴
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長	丹羽久登
建設部長	長谷川久高
会計管理者	檜本雄介
教育部長	石黒直人
監査委員事務局長	辻清岳
総務部次長兼財政課長	服部浩之
総務部次長兼財産管理課長	所邦治
危機管理部次長兼危機管理課長	舟橋監司
市民環境部次長兼保険年金課長	浅野英樹
市民環境部次長兼産業課長	梶浦庄治
健康福祉部次長兼児童保育課長	吉野厚之
健康福祉部次長兼健康推進課長	古川伊都子
建設部次長兼土木課長	前田敬春
教育部次長兼生涯学習課長	大沼賀敬
教育部次長兼学校給食センター管理事務所長	吉田剛
企画政策課長	神野満裕
企業誘致課長	沢田茂

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	後藤邦夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿島康浩
議事調査課課長補佐兼総務係長	岡田一実
議事調査課主査	速水真由美

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 10名 )

( 時に午前9時30分 開会 )

議長 (成田義之君)

おはようございます。

令和7年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で9名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、小崎議員の質問を受けます。

小崎議員。

< 10番議員 (小崎進一君) 登壇 >

10番議員 (小崎進一君)

皆さん、おはようございます。

議席10番、清政会、小崎進一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私のほうからは、道路維持管理についてということで、少子高齢化が進む中で、清須市の人口減少に歯止めをかけ人口増加を図るためには、快適な生活環境が重要ですが、それには、適切な道路環境の確保が必要だと私は考えます。

都市計画マスタープランの中に、都市づくりの基本目標の④として、「最小の費用で最大の便益を生み出す効率的な都市基盤の整備・維持管理を図り、移住・定住の促進に向けて誰もが快適に暮らすことのできる市街地環境の形成を目指します。」とありますが、市民の皆様からは、「何十年たっても道路は一向に改善されないな。」というお声や、「毎年、土地の固定資産税を払っているのにどうなっているんだ。何もしてくれないなら払わないぞ。」といったお声を聞きます。当局としては計画的に修繕されていると思いますが、市民にはなかなか御理解いただけない状況になっていると思います。

歩行者や自転車が行き交う道路の両脇は、意外と危険が隠れています。ちょっとした段差があったり、草や樹木が生い茂って通行の妨げになっている所もあります。快適で安全・安心な生活

を送るために、以下の質問をします。

①本年度の道路修繕の状況と今後の計画について

②五条川堤防道路の雑木繁茂による危険性について

③春日地区において、運送業者の施設が増加し、道路の傷みやガードレールの損傷が多く見受けられることについて

④地図上は道路になっている場所が、道路として整備されていない理由について

⑤道路修繕における市街化区域と市街化調整区域の差について

以上、よろしくお願いたします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

土木課長、前田です。

①についてお答えさせていただきます。

今年度の道路修繕の状況は、路線で舗装修繕する箇所が9路線あり、秋以降に発注する予定です。市の現場作業員による修繕箇所は、7月末時点で153か所あります。

今後の計画につきましては、舗装点検の結果により、5年間の修繕計画を策定しております。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

修繕の9路線は分かりましたが、距離といたしましては、どれぐらいやられる予定ですか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

距離といたしましては、2キロメートルを修繕予定しております。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

今年の夏は異常なくらい暑かったため、道路のアスファルト舗装の間から草が生え、地域の皆様も徐々に気にしなくなってきた、木が生えている所も出てきています。

今後そういった所が、どんどん増加していくと思います。近年の雨は豪雨が多く発生します。そうした場合、側溝に草が生い茂っている所があると、すぐに道路冠水の原因にもなります。高齢者や単身世帯が増加する中で、市民の努力も徐々に厳しさを増してきます。すぐにどうこう言いませんが、対策が必要と感じますが、担当課としてはどう思いますか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

道路の草生えにつきましては、年間の草刈り業務や、それ以外は住民からの要望をいただいた箇所を現場作業員で対応している状況です。草刈りにつきましては、なかなか対応し切れていない所が多い状況ですが、通行での視認性が悪い所や側溝の流れを阻害している箇所につきましては、早急に現場作業員か業者で対応したいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

以前、現場作業員のチームをお聞きした時には2チームでしたが、現在も2チームで作業を行っているんですか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

議員おっしゃるとおり2チームで、1チーム3名で作業をしております。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

暑い中、御苦労さまです。健康管理に配慮して、これからもよろしく願いいたします。

また、道路脇に砂利や小石、土の堆積が目立つようになって、そこから草が生い茂るケースが

見られます。近年、路面清掃車を見ることはありませんが、路面清掃はしないのですか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、市では路面清掃を実施している所はございません。県道につきましては、愛知県のほうが、要望がある所を予算を鑑みて対応していると聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

要望につきましては、県に直接言うのか、それとも市に願うのか、どちらになっているのでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

要望につきましては、実際、路面清掃をやるかどうかの判断は愛知県になりますが、市のほうに連絡していただければ、その旨、対処させていただきます。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

よろしく願いいたします。

また、来年4月1日より自転車のルールが厳しくなり、車両としての運行に注意しなければなりません。

市内には狭い道が多く、道路の脇を走る自転車は、今まで以上に走行に注意しなければなりません。そうした中、道路に石や小石が落ちていると非常に危険を伴います。石や土は、個人での処理は難しく、側溝清掃など地域清掃の時に市に依頼すると回収していただけますが、個人では難しく、積極的に清掃することはないと思います。

田畑の周りの側溝においても、石やごみが混ざった土を畑に戻すことはしません。間もなく各

地区で河川環境清掃や道路側溝清掃が行われると思いますが、そうした時期には、ごみ袋や土のう袋が配布され、皆様で清掃していただけますが、ふだんは土のう袋ありません。連絡すれば対応していただけると私は聞いておりますが、市民の皆様への周知と今まで以上の御協力をお願いしたいと思います。

このことについての質問は、以上です。

2番へお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

堤防道路につきましては、県が管理する道路と市が管理する道路があります。

市が管理する道路につきましては、年2回、除草の業務を委託しております。通報等により、危険性がある箇所がある場合につきましては、年2回の除草業務で対応しますが、予算的にも限りがありますので、対応できない部分は市の現場作業員により対応しております。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

堤防道路は道幅が狭く、自動車の交通量が多く、草の繁茂のため歩行者や自転車が通行する際、よけたりしなくてはなりません。その場合、危険が増します。今年は非常に暑く、ジョギングや健康のために歩かれる方は、夜明けとともに、また、日が落ちた頃歩かれます。夜間は誰も歩いておりません。そうした少し視界が悪い時間帯が多いです。そうした中で、アスファルト舗装のひび割れとか砂利の境が分からず足をくじいたり、脱輪して自転車の運転を危険にさらすことにもつながります。

毎年毎年御苦勞されていることは承知していますが、将来に向けて検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

先ほどもお話しさせていただきましたが、予算的にも限りがございますので、危険がある箇所

につきましては、愛知県と協力をしながら早急に対応していきたいと思ひます。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

ぜひともよろしくお願ひいたします。

次へお願ひいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

③についてお答えさせていただきます。

春日地区の道路損傷につきましては、大型車両の通行の増加により、今後増加すると思われまふ。運送業者等の施設ができる場合は、事前に道路舗装状況などを加味し、計画的に舗装の修繕を実施していきたいと思ひます。

ガードレール等の交通安全施設の損傷については、基本的に原因者で修繕をしていただひいていふます。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

原因者が修繕していただかなければならないと思ひますが、不明の場合、どのような期間そのままになるのですか。

また、子どもたちの通学路等の安全対策が特に重要な所について、長い期間そのままというのはいかがと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

原因者が不明な場合でありましても、危険な箇所につきましては、早急に市で対応している状況でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

ありがとうございます。

春日井稲沢線東出交差点ガードレールやはるひ夢の森公園北側横断歩道ガードレールは、よく破損しています。どちらも通学路であります。自動車の運転者からガードレールが見にくいのではないかと思います。道路のアップダウン等によって運転者から確認できない場合もあるのではないのでしょうか。今後いろいろな方向から安全対策をお願いいたします。

また、道路の傷みというか、春日地区の道路は簡易舗装の道路が多く、下水の陥没事故まではいきませんが、異常に下がってしまった箇所が多く見受けられます。今までもいろいろな箇所を見ていただいていると思いますが、はっきりと穴の空いている所に関しては素早く対応していただけますが、何となくへこんでいる所というのはあまり対応できていないように思います。軽トラックで走行すると、あまりクッションがよくないので分かりますが、ゆっくり走らせないと荷物が動いてしまいます。そういった道路が当たり前という感覚が、少し理解できません。市としての整備基準というのは、あるのでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

道路の平坦性につきまして修繕基準というのはありませんが、連絡をいただければ担当が現場を確認し、課内で対応を検討してから、当初お答えしたように修繕も計画的に行っていますので、できる範囲で対応したいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

できる限りよろしくをお願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

④についてお答えさせていただきます。

道路認定はしているが農道などで交通量が極めて限定的な路線については、整備がなされていない状況です。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

農道などで交通量が極めて限定的だから整備されていないということについては、理解できないです。

昭和50年代に、土地改良で道路として改良区の皆様が土地を出されています。耕作地であるにもかかわらず、8メートルの道路や10メートルの道路となっています。耕作するには、4メートルぐらいの道路であったほうがよかったのではないかと思います。現在、トラックや自動車の休憩所に利用され、ごみや雑草、道路の土が側溝に流れ込み、用水の流れが悪くなっています。長年放置されているため、アスファルト舗装、砂利敷き、側溝、他の状況でアスファルト舗装と砂利敷きでの段差が大きくなっている所も多くあります。街灯も無く、暗い時間帯には、自転車で通ると道路の真ん中を走行しなければなりません。ちょっとしたことかもしれませんが、もう少し確認をお願いいたします。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

市街化調整区域などの農道につきましては、路肩部分が現在整備されていない箇所が数多くあります。段差等があり危険な場所につきましては、安全に通行できるように現場対応させていただきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

よろしくお願いたします。

田畑の所有者も時の流れによって変わってきております。以前はお互いさまという感覚で、草刈りや土埋めをならしていただくこともありましたが、今は自分の土地の管理さえもままならない状況になっています。道路の草間で処理できない方々も増えています。そういう状況の中で、今後どのようにお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

自宅前の草刈りや掃き掃除など住民の皆様で対応している所があることは、課としても認識しております。議員が言われるように、そのような所も年々減少していっているという認識はございます。そのような所につきましては現場作業員で現在対応していきたいと思いますが、今後については検討が必要だと思われま。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

世代も変わり、地元の所有者もみえない場合も出てきています。市民の協力では難しくなっています。いろんな方面から検討をよろしくお願いたします。

次、お願いたします。

議長（成田義之君）

最後に、⑤の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

⑤についてお答えさせていただきます。

道路整備につきましては、市街化区域は市街化を図る区域で、市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、市街化区域が優先されていますが、維持管理という面ではどちらも適正に維持管理が必要です。

以上です。

議長（成田義之君）

小崎議員。

10番議員（小崎進一君）

安全対策という面では当然かと思いますが、市街化がまだまだ市街化として形成されていないのに調整区域がどんどん開発されていきますと、市民の理解が得られないと思います。順序を考えてきれいにしていただくことは誰も反対しないと思いますが、市全体がきれいになれば本市に住みたくなる人が増えると思います。環境整備は道路からだと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、小崎議員の質問を終わります。

つぎに、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 9番議員（大塚祥之君）登壇 >

9番議員（大塚祥之君）

議席9番、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは大きく2点、よろしく願いいたします。

1、五条川における河川改修事業について

五条川における河川改修事業として、これまでに名鉄津島線橋梁（りょう）の架け替え、法界門堰の撤去、船舩橋の架け替え等が実施され、流下能力が向上しています。

現在、清洲橋の架け替えが行われていますが、今後は、鉄道高架事業による名鉄名古屋本線橋梁（りょう）の架け替え、西清洲雨水ポンプ場周辺の河川改修、下之郷堰の撤去、春日橋の架け替え等を早急に進めていかなければなりません。

これらの事業の早期着手が治水安全度を更に高められると考え、以下、お伺いします。

①清洲橋の架け替えの進捗状況と工事完了時期について

②西清洲雨水ポンプ場周辺の河川改修及びポンプ場の整備について

③下之郷堰の撤去及び春日橋の架け替えについて

大きく2点目、産婦人科の誘致について

本市では、18歳までの医療費の無償化や不妊治療費の助成、子育て世代包括支援センターの運営など子育て支援に力を入れており、昨年発表された合計特殊出生率は県内1位となっております。

ます。また、令和6年4月7日に「清須こども・はぐくみ宣言」を表明し、人口減少に歯止めをかけ一層の発展を図るため、人口減少対策事業の一環として、子どもや若者を地域全体で育むまちづくりを推進していくという市の決意を示しております。

しかしながら、市内には出産ができる医療機関が無く、産科医療施設の整備が求められていると感じています。また、子宮頸がん、乳がんの集団検診の場合は市内に会場を設けて行っていますが、個別検診の場合は市内に指定医療機関が無く、市外の指定医療機関で検診を受けているのが現状です。

私も以前から産婦人科誘致の件について提案させていただいておりましたが、永田市長の選挙公約の中にも産婦人科クリニックの誘致と明記されており、この取組が進んでいくものと期待しています。

市民の皆様が安心して、本市で子どもを産み育てられる環境づくりのために、以下、お伺いたします。

- ①分娩施設を有する産婦人科誘致の現状と見込みについて
  - ②産婦人科施設に対する開業支援補助金や運営費補助金等の支援策について
- 以上、御答弁よろしくお願いたします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

土木課長の前田です。

1の①についてお答えさせていただきます。

昨日も答弁させていただきましたけど、五条川の整備につきましては、管理者である愛知県により、河川整備計画に基づいて下流から順次整備を進めております。

現在の進捗状況については、名鉄名古屋本線の下流まで改修が完了しており、今年度は名鉄名古屋本線の上流、船舳橋から長者橋の区間において護岸整備などを実施すると聞いております。

くわえて、河川の狭窄（さく）部となっている名鉄名古屋本線橋梁（りょう）、清洲橋の架け替え事業、また、下之郷堰の撤去事業については、順次、事業を進めていると聞いております。

御質問の清洲橋架け替えの進捗状況については、これまでに右岸側の橋台及び河川内の橋脚2基は施工済みで、現在は左岸側橋台の一部を撤去し、新たな橋台を築造する工事を実施しており、あわせて、下流側の橋桁を今年の冬以降に架設できるよう、現在、工場で鋼製の橋桁を製作

していると聞いております。

また、工事完了については、今後の工程が順調に進み、めどが立った段階で明確にしていくと聞いていますが、本市としましても早期完成を県に働きかけるとともに、住民への丁寧な情報提供を要望してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、清洲橋の進捗状況についてお伺いいたしました。御答弁の中にもありました住民への情報提供ということなんですけど、この情報提供の内容等、もし分かりましたらお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

工事等の内容につきましては工事回覧等で地元へ周知しておりますが、今後の工事工程につきまして県からは未定と聞いておりますので、決まり次第、工事回覧等で住民周知を図っていきたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

よろしく願いいたします。

また、今後の清洲橋の工程等が決まりましたら、市民の皆様方への周知というものをお願いしたいと思います。

清洲橋の架替工事は平成29年から始まりまして、おおよそ7年間で工事完了という予定でした。清洲橋の下流までは、河床掘削等を行っていただいております。それで、河川の流下能力を確保するためにも、また昨今、懸念されております南海トラフ巨大地震にも備えるという中で、緊急輸送道路である清洲橋の架け替えの早期完成というものが急務だというふうに私は考えております。

御答弁の中にもありましたが、愛知県への働きということをぜひお願いしたいということと、

先ほどの御答弁の中に、五条川の整備の中で、船舩橋から長者橋の区間における護岸整備などを実施するということでしたけれども、この護岸整備についての詳細等をお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

今回の河川改修は、低水護岸の整備をすると聞いております。低水護岸工事は堤防などが急流によって洗われて削られないように、河岸内部の補強をするものでございます。低水路に新たにコンクリートブロックによる護岸を施し、その前面に根固ブロックを設置し、強化する工事です。これによって堤防を浸食から守り、河岸や堤防の崩壊を防ぐという工事になります。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、低水護岸工事ということでお伺いいたしました。船舩橋付近の堤防なんですが、以前、急流によって堤防の下部であったコンクリートが崩れかけたということも起きている所であります。治水安全度の向上と市民の不安を払拭できる事業だというふうに認識しますので、こちらも工事の回覧等をお願いしまして、市民の皆様方への安心ということでお知らせしていただければと思います。

続いて、船舩橋の下流にあります、河川の狭窄（さく）部となっております名鉄名古屋本線橋梁（りょう）についてなんですが、この架け替えの近況と今年度までに橋の橋脚での工事の実施内容というのをお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

名鉄名古屋本線鉄道高架事業につきましては、一応、今年度内に工事説明会を実施する予定だと愛知県のほうからは聞いております。

堤防の改修工事等、鉄道高架事業の関連する工事につきましては、名古屋鉄道の鉄道橋の橋脚補強のための袋詰め玉石の設置を行ったと聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

ありがとうございます。

工事説明会と補強についてお伺いいたしました。この橋梁の計画の補強については、理解いたしました。名鉄高架事業での仮線用地買収というものが完了いたしまして、市民の皆様がこの事業にとっても期待を持っておられます。名鉄橋梁（りょう）の狭窄（さく）部分の解消というものが治水安全の向上に寄与しまして、市民の皆様の安心・安全につながっていくというふうに考えます。

先の答弁の中で、今年度に工事説明会を開催されるということでしたので、この時に市民の皆様方の意見というものをしっかり聞き取っていただきまして、この事業へ反映していただくこととともに、この説明会、市民の多くの方に来ていただいて、皆さんで御意見を出し合うというのが大切な事業だと感じておりますので、この説明会の周知徹底ということも併せてよろしくお願い申し上げます。

②の質問をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

1の②についてお答えさせていただきます。

五条川の長者橋上流部の右岸側に位置する西清洲雨水ポンプ場については、清洲地区の内水被害の軽減を図るため、本市においてポンプ機能の増強を含めたポンプ場全体の改修整備を実施すべく、これまでに平成28年度に西清洲排水区の事業認可区域を取得するとともに、西清洲ポンプ場を事業計画へ位置付けました。

また、平成29年には、事業に必要な用地を取得し、準備を進めております。

一方で、新設予定のポンプ設備は五条川の河川整備計画の断面形状と整合させる必要があるため、整備時期については愛知県が実施する当該箇所の河川改修の時期に合わせて実施することとしております。

西清洲雨水ポンプ場の位置する長者橋上流までは、あと数年かかる見込みと聞いております。

本市としましては、五条川の河川改修に併せて遅延なくポンプ場の改修整備が行われるよう、

引き続き愛知県と緊密に工程調整を行うとともに、工事に必要な設計を実施してまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

今、愛知県との協議等もしていくということで、西清洲雨水ポンプ場なんですけど、排水能力と、今も言われましたけど、その事業効果についてどのようにお考えかお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

ポンプ場の設備が全て整備されますと、排水量は毎秒 1.54 立米となります。ポンプ場機能を増強することによって、清洲小学校周辺の浸水対策を進めることとなるという事業です。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

今、清洲小学校周辺の浸水対策を進めるものということで、ポンプの整備等に合わせて雨水管渠（きよ）の整備というのも当然必要になってくるというふうに考えますけれども、雨水管渠（きよ）との整備についてどのような工程で進められていくかということをお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

まずはポンプ場の整備が優先されると思いますので、ポンプ場の整備が終わった後に、管渠（きよ）の整備に着手していく予定でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

雨水場の整備が先で、その後に管渠（きよ）の整備ということで、清洲小学校周辺というのは

西清洲地区でもありますけれども、北のほうから南側へ雨水というものが常に流れてしまっている地域ということで認識しております。しっかりそういった整備することというものが浸水被害の軽減につながるというふうに思っておりますので、こちらはよろしく願いいたします。

それと、次はポンプ場の整備におけます、当然、五条川からの搬入道路、一方通行だと思うんですけども、そういった所を踏まえて工事、整備というものを行っていくということだと思うんですけど、この搬入道路について何か計画だとかもしありましたらお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

今後、詳細設計等を行っていく中で、搬入道路についても検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

詳細設計の中で検討していくということでした。

ポンプ場の搬入道路ということで、現状は、西清洲の皆様方と清洲の児童センターの送り迎えだとか、そういったことに非常に多く使われている道路となっております。こういうことも含めて、安全の確保のためにもそうですけれども、あと、住民の皆さんの利便性の向上を考えた上で、道路の線形というものをこれから愛知県といろいろ決めていくとは思いますが、清須市のほうからもこういったことも提案していただけるように要望させていただきます。

③の質問、お願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、前田建設部次長兼土木課長、答弁。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

1の③についてお答えさせていただきます。

五条川の阻害要因となっている下之郷堰につきましては、令和元年度から用水機能として使用を停止しており、代替機能として近傍に取水ポンプを設ける等の工事を行った上で、撤去する計画となっております。

現在は、取水ポンプ等の工事は完了し、その調整作業を行うとともに、用水利用者である宮田

用水等の関係機関と協議・調整を行っており、協議が整い次第、撤去工事に着手する予定であると聞いております。

また、下之郷堰のすぐ上流に位置する春日橋については、老朽化が著しい上に、五条川の河床掘削に支障となるため、架け替えを行う計画となっています。

令和2年度から春日橋を含めた前後区間の道路計画の検討に着手し、昨年度からは現地の測量及び設計を実施し、鋭意準備を進めていると聞いております。

本市としましては、安全で安心して暮らせるまちをつくるために最重要課題である治水対策につきまして、引き続き河川管理者である県と連携を強化し、早期整備に向けて積極的に働きかけてまいります。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

ありがとうございます。

先ほど宮田用水との協議・調整ということでお話ありましたけれども、これが整った場合、下之郷堰撤去の工事の日程が決まってくると思うんですけども、こちらのおおよその日程だとかというのは、清須市としても何かつかんでみえるのでしょうか。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

先ほどもお話ししたように、協議が調い次第、撤去工事に着手するという予定であるということとは聞いておりますが、その後の工事の日程につきましては、愛知県からはまだ未定と聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

未定ということなんで、こちらも決まって、住民の皆さんにお話しできる機会というのが必要だというふうに思っておりますので、決まりましたら周知のほうも引き続きよろしく願い申し

上げます。

あと、春日橋の架け替えになるんですけれども、測量及び設計の実施に向けた課題等がありましたらお聞かせください。

議長（成田義之君）

前田次長。

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

現在、愛知県の方から課題等について聞いている内容は、橋の架け替えによりまして道路の高さが上がってくる。このため、既設道路や民地部分とのすり付けに課題があると聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、既存道路と民地部分とのすり付けが課題だという御答弁をいただきました。この下之郷堰の撤去が完了した後になるんですけれども、おおよそこの位置に仮橋というものが建設されるだろうというふうに聞いております。昨日も同僚議員からの質問、要望があったとおり、こういったタイミングで春日橋を含めた一場中小田井線の道路計画の検討というものが進み、工事着手に向けた住民の皆様方の御理解というものが必要不可欠だと思いますので、この理解を得られるように尽力していただくとともに、県と連携することによって、更なる治水安全の向上に努めていただくということを要望させていただいて、大きい1番の質問を終わります。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田茂君）

企業誘致課長、沢田です。

2の①についてお答えします。

本市の現状は、平成30年から令和4年の合計特殊出生率が1.78となっており、県内平均1.44を大きく上回り県内1位であります。

しかし、市内に産婦人科医療施設がないことから、市外で出産している状況であります。また、乳がん検診や子宮がん検診についても、市外の医療機関へ委託している状況であります。

産婦人科クリニックを誘致することは、市民にとって身近な場所で分娩ができ、妊産婦健診や婦人科検診なども受診することが可能になります。分娩施設を有する産婦人科クリニックの誘致見込みについては、健康福祉部と連携し、立地適地の選定及び提案をし、医師が希望する候補地へ産婦人科クリニックが建設できるよう地権者とも調整を行っております。

さらには、有床診療所を開設するに当たり、愛知県の名古屋・尾張中部構想区域地域医療構想推進委員会へ産婦人科クリニックが整備計画書を提出する際には、本市の現状、課題及び開設による効果など開設を希望する旨の意向を示し、承認も得られている状況であります。

しかしながら、現在クリニック建設に向けて医師側が融資の相談を進めていますので、融資されるか否かで建設できるか決まることとなります。

なお、今月中旬には、地権者が主催する地元説明会において医師による事業計画の説明も行われる予定であると聞いております。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9番議員（大塚祥之君）

今、進捗状況というのにすばらしいと思い、驚きということもありますけれども、産婦人科の立地ということに関しましては、本市において長年の懸案事項であったというふうに思っております。

また、今、御答弁いただきまして、改めて産婦人科誘致に対する企業誘致課を始め関係各課の御努力に敬意を表したいと思っております。これまでの経緯を見ても、やはり企業誘致ということは一筋縄ではいかないと。本市の魅力というものを自身の足を使って最大限にアピールをしていただいていることというのが、今回の産婦人科誘致においても並々ならぬ御苦勞もあつたと思っております。

しかしながら、こうした働きかけだとか努力というのは、今回の誘致につながつたというふうには私は確信しております。昨日も同僚議員からの質問の中でも、企業誘致に対する期待の高さというものがうかがえました。これからもぜひ本市にとって有益な企業誘致というものに取り組んでいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、本市で子どもを安心して産み育てられる環境づくりと子宮がん・乳がんの個別検診ができる環境づくりのために、産婦人科の誘致というものが決まるということを祈るばかりなんですけれども、こちらは答えられる範囲で構いませんけれども、この産婦人科クリニックの建設予定

地というものは、本市のどの場所でお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田茂君）

産婦人科クリニックの建設予定地などの詳細情報につきましては、地権者の意向によりまして現時点ではお答えすることができません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

いろいろあるので、結構です。

今、課題ということで、最後の融資ということの御答弁をいただきましたけれども、産婦人科誘致の件は市民の皆さんも期待されていることだと思いますので、結果というものを改めて御報告をしていただければと思います。

②の質問をお願いいたします。

議長（成田義之君）

最後に、2の②の質問に対し、古川健康福祉部次長兼健康推進課長、答弁。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

健康推進課長の古川です。

2の②についてお答えします。

現在のところ、特定の産婦人科施設に対する開業支援補助金、運営費補助金等については、考えておりません。

以上です。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

まだこの段階なので、補助金だとかそういったことは考えられない、できないということなのですけれども、例えば誘致が決まった際に、補助金以外の支援策というものは何か考えられていく予定なのでしょうか。

議長（成田義之君）

古川次長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川伊都子君）

産婦人科施設が開設された際には、妊産婦の方への御案内や女性がん検診など保健事業を産婦人科医師と連携して実施し、支援についても検討していきます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

大塚議員。

9 番議員（大塚祥之君）

今、検討していくということで、今の答弁の中で女性特有の乳がん検診などの保健事業とも連携をされていくということでした。この産婦人科でも乳がん検診というものを行っている医療機関というものもありますので、乳がん検診の実施もこれから決まっていくことだと思いますけれども、決まった際には協議のほうをしっかりとよろしくお願いいたします。

また、支援策を検討されるということで、やはり産婦人科というものは運営に対しての費用がかかる。例えばなんですけど、給料だったり、職員の手当などの人件費、医療機器のリース料だとか医薬材料費、光熱水費等、あと、いろいろな連携をされるということで、母子保健事業や子育て世代包括支援センターとの連携だとかで事業を実施する場合など、こういった場合には別途の支援等というものを御検討していただくということをお願いしまして、要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議長（成田義之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

つぎに、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

< 16 番議員（高橋哲生君）登壇 >

16 番議員（高橋哲生君）

議席番号16番、高橋哲生です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、私からは、尾張西枇杷島まつりの花火について質問をさせていただきます。

①、令和6年12月議会の私の一般質問で、今後の花火に対し永田市長は、「一遍やってみて、それからその状況を見て、いろんなことを考えていけばいいのではないかなというふうに私は思っております」とお答えになっております。

今年6年ぶりに花火を実施しました。一遍やってみて、状況を見て、どう感じ、どう考えましたか、お尋ねいたします。

②、また、その後、尾張西枇杷島まつりの花火の毎年実施を求める署名8,751筆が、6月25日に提出されました。その際に、「署名のことをしっかりと振興会に伝え、今後どうするかを真剣に考えたい。」とも述べられておりますが、この署名をどう受け止め、どう評価し、また、これを受け、どんな行動を取ったか、お尋ねいたします。

③、続いて、7月には市長選挙がありました。その中で、永田市長は尾張西枇杷島まつりの花火について度々言及されており、出陣式の際には、「今後のことについては、実施主体であるまつり振興会の皆様方と、何よりも安全にできるかどうかをしっかりとこれから検討を進めてまいりたいと思います。」と述べられていますが、振興会と共に安全な実施についてどのようにしっかりと検討を進められたのか、また、これまでの御自身の発言も踏まえながら、来年からの尾張西枇杷島まつりの花火の実施について、どう向き合い、どのように考え、どのようなスケジュールで対応していかれるのか、お尋ねいたします。

④、まつり振興会について、組織の在り方が適切ではないと考えます。つまりフェスティバルとしての尾張西枇杷島まつりの実施主体としての運営責任、特に花火と山車運行を合わせた安全管理に対する責任が重過ぎます。振興会会長は山車保存会の会長が担っていますが、民間にこれを負わせるのは適切ではなく、市長が会長を担ったり組織メンバーを増強するなど、在り方を適切にすべきと考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

⑤、振興会事務局の打ち上げ花火に対する考えが、安全対策検討会での「まつり会場の構造により、尾張西枇杷島まつりと花火を同時に開催することは、雑踏事故発生のリスクが著しく高いため困難である。尾張西枇杷島まつりと花火を別日に実施するのであれば、安全を確保しながら実施することができる。」との結論に凝り固まっています。

山車と露天と花火の三つそろうのが、尾張西枇杷島まつりです。住民の皆様から、「なぜ花火が金曜日なのか。これまでどおり土曜日に花火をやってほしい。」という声を多く聞きます。私もそのとおりだと思います。振興会事務局は、なぜこの結論ありきで思考がストップしているのか、なぜ従来どおり山車と露天と花火を同時に実施できる方法を考えないのか、この結論に疑い

をなぜ持たないのか、お尋ねします。

⑥、現場でのちぐはぐな対応や事前協議の不徹底、意思疎通不足など振興会事務局と西枇杷島警察との連携が不十分だという話を伺っていますが、これまでの反省点をどう認識し、今後どう対応していかれるのか、お尋ねします。

以上の質問なんですけど、8月20日の振興会の来年の花火開催決定方針というのも途中でニュースが流れてきたんですけど、そういったことも踏まえて御回答いただければと存じます。

よろしくお願いします。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦です。

①についてお答えいたします。

初めての金曜日、平日で6年ぶりの開催となりました打ち上げ花火につきましては、見学者の減少も予想されましたが、打ち上げ花火会場のみずとびあ庄内には、以前と変わらず非常に多くの来場者があり、打ち上げ前後の混雑状況は特に激しいものとなっていました。

また、交通規制など道路の状況ですが、特に駅付近では多くの車両や来場者であふれ返り、歩行者の安全確保などの課題も残しましたが、大きな事故もなく終了できたと考えています。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

初めての金曜日の試みということで、私も見させていただいたんですけども、花火会場に通じる福祉センターの前の道がとても混んでいたり、花火終了後の一時に帰宅客が殺到する場面はあったと思います。ですけれども、美濃路は山車も露天もないので、閑散としていたなという印象でございます。

金曜日に今回やってみて、警備安全上は成功だったと言えますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

先ほど申し上げたとおり、大きな事故はなかったんですけれども、花火会場のみずとびあ庄内につきましては、人があふれ返りまして、将棋倒しのおそれもあったぐらい人がたくさん集まった時間帯もありましたので、そういった中で、その辺りの課題については、また残ったなというふうには感じております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

では、金曜日ということで、露天も山車もない中で花火を打ち上げたということなんですけど、その様子についてどう感じたのか、どう評価していらっしゃいますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

まず露店については、6年前になりますけれども、最後の打ち上げ花火の時に露店も出て、土曜日に打ち上げのほうを実施しました。その時の状況が、非常に本当に人が多くて雑踏事故のおそれもありましたので、その状況から鑑みますと、良かったのかなというふうに感じております。

また、花火会場につきましては、みずとびあ庄内の構造上、やはりどうしても人がたまる場所もございますので、そういった所は先ほど申し上げたとおりキッチンカーなども出しましたけれども、少し危ない状況が見えたので、来年以降の課題にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

露店も山車もないような状況でも、まだまだ課題があったということなんですけれども、ここで私が聞きたかったのは、警備とか安全上のことをおっしゃられるんですけども、風情についてどう考えていますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

申し訳ございませんけれども、私は当日は花火会場におりましたので、美濃路の状況というのは把握しておりませんので、やはり露店が出て花火が打ち上がるというのが一番いいとは思いますが、それをやりますと事故につながりますので、風情よりも安全第一だというふうには考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

風情か安全かということで、安全が上だということなんですけれども、同時にそれを実現できる方向をぜひ模索していただきたいと思うんです。

私も生まれて初めて庄内川の河川敷に行って、花火をゆっくり見ることができました。6年ぶりの花火の実施ということで、大変満足感も大きかったんですけれども、やっぱり山車と露天がある独特の祭りの雰囲気がない中での花火は、情緒が乏しく感じました。やはりこの三つがそろった風景が尾張西枇杷島まつりの風情だと感じたという印象だけお伝えさせていただきます。

話は変わりますけれども、日曜日の五輜（りょう）揃（ぞろ）えとセレモニーなんですけれども、会場が橋詰神社前で実施されましたけれども、美濃路は山車と関係者であふれ返り、通り抜けも困難で大変混み合っていましたけれども、この状況はどのように受止めていらっしゃいますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

当時の状況は、やはり想像以上に人がたくさんいらっしゃいました。そういった中で、先ほど言ったように人があふれ返りましたので、事故の危険性もありましたので、私のほうも警察には事前に相談はしなかったんですけれども、階段を開けるなど即座の対応をさせていただいたというところがありますので、どこまで人が集まるかというのは予想を超えたものになったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

私も山車の関係者なんですけれども、五輜（りょう）揃（ぞろ）えをどこでやるかというのは、当局も、山車関係者も大変苦労した上でのあの場所ということなんですけど、今後の五輜（りょう）揃（ぞろ）えということを考えた場合に、本当にやれる場所があるのかなという不安は持っております。それでも、やはり五輜（りょう）揃（ぞろ）えというのはやってみると大変壮観でありますし、尾張西枇杷島まつりを飾る大切な行事だと思っております。

そこで、お尋ねしたいんですけど、今後のことを考えると、五両の山車を並べられる空地、お祭り広場のようなものを確保していく必要があると思いますけれども、これについては、いかがお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

現実そのような場所があれば非常に有り難いと、祭りの主催者としては思っておりますけれども、まちの構造上、なかなかそういう所は見当たらないのが現状でございますので、希望としては、担当課としてはそういう所があればいいなとは思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そういったものを探すなり確保する努力はぜひしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

私どもの担当課でできることがあればやっっていこうかなと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

せつかなので、新しい副市長、岩田副市長にぜひ、担当課だけでは負いきれない問題だと思いますので、いかががお考えかお尋ねいたしたいと思います。

議長（成田義之君）

副市長。

副市長（岩田喜一君）

副市長、岩田です。

今、梶浦次長が答弁したとおりなんですけれども、今後のことについては、先ほど申しましたとおり、風情よりも安全第一ということで考えていくことが最適だと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そうじゃなくて、空地の確保についてということなんですけど。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

空地の確保についても先ほど同様です。いい場所があればいいんですが、見つけれる所があれば見つけれますし、なければ今後またより良い場所を考えていくことが良いのではないかと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

ぜひ努力をお願いいたします。

最後に、永田市長にお尋ねしたいんですけれども、今年は6年ぶりの市民の皆様が待ちに待った花火の実施で、永田市長も実際その目で、花火会場で市民の皆様方と共に6年ぶりの花火を御観賞されたと思います。率直に伝統ある尾張西枇杷島まつりの花火を観賞されて、どう感じられたのかコメントをお願いいたします。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

今回6年ぶりに開催されたということで、私も現場におりました。本当によかったなというふうに思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

よかったですね。それはよかったと思うんですけども、もうちょっと何か感動とか言葉で表現していただけるかなと思ったんですけど、この伝統ある花火が毎年続けられるよう、永田市長にはリーダーシップを発揮されることを御期待申し上げます。

では、次へ行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

②についてお答えいたします。

花火の毎年実施を求める署名は約8,700を超えるものでしたが、その半数が市外の方によるものでした。現在、打ち上げ花火については、多くの自治体で打ち上げ花火や警備費などの物価高騰や安全確保の課題から中止され、減少傾向であるため、存続への期待が高くなったと感じています。

また、署名については、振興会の会長にも内容を含めて御確認いただき、非常に重く受け止められました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

私も署名活動はちょっとお手伝いさせていただいたんですけど、毎年、花火は続いてきた風物詩で、当たり前なものだぞという感覚ですね。市民の皆様、また、市外の皆様もそうですけど、進んで署名をいただいて、本当に大変やりやすい署名活動でした。

時間と人手があれば、まだ幾らでも集められたなというような感触がございます。それだけに、尾張西枇杷島まつりの花火というものは地域に根づいていて、そして、期待されているものだという実感しました。

この8, 751という署名の重みについて、また、この数についてどのように評価しているのかお尋ねします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

署名の内容について詳しく読まさせていただきました。その中には、冷静に花火について考えていらっしゃる方もいらっしゃいまして、いろんな方がいらっしゃるのかなということで、非常に参考になりました。

数につきましては、この数が多いのか少ないのかというのは分からないところではあるんですけども、市内の方が約半数署名をいただいております、その数でいきますと4, 400ぐらいになると思いますけれども、その数は決して軽いものではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

直接署名を受け取られた市長からも、この8, 751人の方に向けて、署名に関してどう受け止められたのか、ぜひお伝えをいただきたいと思います。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

八千数百の署名をいただきました。今、次長が答弁しましたけれども、市内の方が約半分ということでございますけれども、花火に対する思いは本当に高いものがあるなというふうに感じましたし、署名をされた方の御苦勞も感じたところでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

では、次行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

③についてお答えいたします。

振興会では、西枇杷島警察を始め西春日井広域事務組合、名古屋鉄道、警備会社、消防団や交通安全協会、山車保存会などの祭りの関係者にお集まりいただき、打ち上げ花火を含め尾張西枇杷島まつりの警備反省会を開催いたしました。そこでは、交通規制や花火会場での雑踏警備のほか、山車の安全な運行や救命救急などの不測の事態に備えた話合いも行われました。

市としては、反省会での課題を含め、警備の要である西枇杷島警察との協議や調整を踏まえ、安全な開催の実現を確認した上で、振興会で決定した方向性の実現に向け、準備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

8月20日の振興会の決定ですね、大変早い決定だったなというふうに受け止めております。

まず振興会で決定されたことは、どのような経過で何が決定されたのか、改めて詳しく説明をお願いします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

最初の振興会につきましては、祭りの反省会が行われました7月16日に実施をさせていただきました。その時の内容につきましても、今年行われました祭りの反省と来年に向けて花火をどうするかという意見交換がございました。その中で花火については、警察の意見を聞きながら今後検討していくことでその場は決定をしましたが、その後、花火につきましては、やはり予算の要求もございますし、来年度以降、協賛金を集めるという大きな仕事もございますので、そういっ

た中で、8月20日に再度、会長の号令の下、またお集まりいただきまして検討したというところでございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

何が決まったのか、明確にお答えいただけますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

決定事項につきましては、まず今年同様、打ち上げ花火については金曜日を前提として、西枇杷島警察を始め安全な開催の体制づくりができたならば、金曜日に打ち上げようということで決定をしたところでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

では、その方針を尊重していくということなんですけれども、市役所としては、その方針どおり実施できるのでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

先ほど申し上げたとおり、今年同様、金曜日に打ち上げるためには、これからまた予算編成もありますし、また何よりも打ち上げ花火に関する協賛金を集めないといけないことになります。協賛金については、やはり目標額というものがございますので、それに向けた努力が必要だというふうに感じております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

協賛金は今年685万円ということなんですけれども、これから、これをこれまで以上に継続的に集めていかなきゃいけない。大変努力が必要だと思うんですけど、どういった方法を考えていらっしゃいますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

協賛金の募集につきましては、毎年、御協賛をいただける方に文書などを送ったり、以前には新聞広告を載せたこともあるんですけども、あまり効果がありませんでしたので、いろいろな所に募集チラシの配架などを積極的に行いまして、そういった地道な努力が必要じゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

企業版ふるさと納税の活用については、どう考えていらっしゃいますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

企業版ふるさと納税につきましては、事業目的が決まっていると思いますので、恐らく簡単には企業版ふるさと納税は使えないと私は認識しておりますので、それには使えないと思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そこら辺、思いますじゃなくて、ちょっと研究していただいて、ぜひこれも有利な方法だと思いますので、研究、検討していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

企業版ふるさと納税については、国のほうに計画を出さないとその事業が認定されないと認識しておりますので、そういったことですぐ使えないということで、お答えしたとおりでございます。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

これもぜひ検討、研究をお願いしたいと思います。

リターンですね、協賛して特典の席の扱いが雑だったという小言を聞いておるんですけども。というのは、会場に行きました。以前だったら席が指定されていたということを聞いたんですけども、今回はそれが無くて、高齢の方を連れていったのに、その方が座るような場所も無くて憤慨して帰っていったと。二度と協賛しないという小言も聞いているんですけど、この辺、非常に大切にやるべきだと思うんですけども、いかがだったですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

まずそういったお声に対しては、真摯に受け止めて、教訓にしないといけないと感じております。

ただ、協賛席については、今まで一度も指定席にしたことはございません。私がやっておりますので、そういった中でも来年度以降、少し協賛席をきちっと仕切るなど、外部の方が入ってこれるような状況もございましたので、先ほど言われました御要望等も踏まえて、きっちりとした協賛席をつくりたいと思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

ちょっと時間が押してきてるんですけど、例えば対岸の名古屋市側、名城高校とかあると思う

んですが、そこらに席を設けるとか、そういった考えはございませんか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

今のところ名古屋市側につきましては、警備員の配置だけになっておりますので、席を設けるということは考えておりません。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

この花火は名古屋からもたくさんお客さんが来ていらっしゃいますので、名古屋市からの協力というのは必要だと思いますので、そういった連携、協力、働きかけをぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、次行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

④についてお答えいたします。

主催者である西枇杷島町まつり振興会は、会長である山車保存会長と商工団体の代表者、消防団や交通安全協会、文化協会の長で構成されています。

この西枇杷島まつりは来場者が非常に多く、くわえて、費用や安全対策で大きな課題を抱える打ち上げ花火もあるため、その決定には大きな責任を伴います。振興会内部でも構成メンバーの増員を望む声もありますが、船頭が多ければ意見も増え、何も決まらないという意見もあることから、振興会の構成につきましては、今後、振興会内部で検討していただく予定でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

現在の振興会長は男気もあって、責任感もあって、判断力もある立派な方だと思っています。それでも、安全に関する責任を民間の方に負わせていいのかという疑問はあります。もし祭りに

において何らかの重大な事故が起きた場合は、振興会長が責任を負われるのでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

振興会長もそこは非常に重く受け止められていまして、自分の責務ということを感じていらっしゃると思います。

ただ、振興会長だけではなくて私ども市も主催者となっておりますので、その責任については重く受け止めております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

主催者は誰なのかという話なんですよね。これまでのやり取りの中で、主催者たる振興会ということはかなり強調されておっしゃっていたんですけども、実際は清須市と振興会で共同主催ということになっているじゃないですか。主催というのは、どういうふうに位置付けているんですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

文字どおり清須市と振興会が共に共催ということの意味だと思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

では、主催者たる振興会とかと言うんじゃなくて、そんな他人事みたいに言うんじゃなくて、清須市としても当然だと思うんですけども、責任感っていうかね、持ってやってみえると思いますけれども、そういうのが伝わってこないの、ぜひ責任感を持って携わっていただきたいと思います。

警備責任者というのは、誰なんですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

警備責任者については、私ども市民環境部であり、産業課であると思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

次行ってください。

議長（成田義之君）

つぎに、⑤の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

⑤についてお答えいたします。

コロナ禍以前では、山車が運行される美濃街道に多くの露店商が出店され、その上で非常に多くの打ち上げ花火来場者が押し寄せる雑踏としては異常とも言える混雑状況がありました。その状況は、いつ、どのようなタイミングで将棋倒しなどの事故が起きても不思議ではないもので、打ち上げ花火を再開するに当たり、まずは人命に関わるような事故の危険性がない万全な対策が求められました。

そこで、昨年、西枇杷島まつりの警備を担当してきた警備会社、警備に関する資格取得の講習会において講師も務める県警備業協会や西春日井広域事務組合の皆様に参加をいただいた安全対策検討会を立ち上げ、検証を行いました。

その結論は、祭り会場の構造により、山車祭りと露天商出展が行われる同じ日に打ち上げ花火を行うことは雑踏事故発生リスクが著しく高いため困難との結論でした。警備の専門家によって導かれた結論は、振興会としても非常に重く受け止められ、この考えの下、計画を進めております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

金曜日に実施するという事は、祭りが1日増えるので、地元、職員の皆さん、警察、そして、警備関係者全ての方に負担がかかります。これまでどおり土曜日に実施されることを望むわけですが、安全対策検討会での結論は、山車と露店と同日に花火は困難という結論ですね。この困難、なぜ困難を乗り越えようとしらないのかお尋ねします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

まず一緒に行った場合、事故のリスクが高いということが第一でございます。もし事故が起きたら責任を持つのは主催者でありますので、そういった意味でも万全を期するのが私どもの立場であると考えておりますので、その辺のところをくみ取っていただければと思います。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

結論は、「不可能」ではなくて「困難」って書いてあるから、ここにこだわったわけなんですけれども、困難を乗り越えて安全にできる方法が提示されていませんし、そこら辺の結論、報告書を見ても、どうしてそういったハード、ソフト両面で雑踏を制御するような方法が提示されていない報告書を、どうしてここでこういった結論を導かれてしまったのか、大変、私は疑問に思っています。どうしてこの結論が正当だと思われるんですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

安全対策検討会については、先ほど申し上げたとおりいわゆる警備のプロですね、客観的に見て、警備に関する知識と経験が豊富な方からの貴重な意見だと思っておりますので、これ以上の意見はないのかなと当時思っておりましたので、尊重した次第でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

プロなので、ぜひできる方法というのを考えていただきたかったなという印象です。

具体的に聞きますけれども、尾張西枇杷島まつり会場の面積から収容可能人数は何名だと算定されているんですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

申し訳ございません。収容人数、時間帯にもよるとは思うんですけれども、また山車の運行状況等にもよりますので、何名ということは私のほうからはお答えできないと思います。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

そういった事柄が明らかになってない中での検討というのは、これはいかななものかなと思いますので、今そういったことを聞かさせていただきました。やっぱりそこらは議論もされてないということがよく分かりました。

今後、金曜日にお祭り、花火をやるということは、これまでと全く違うわけですし、祭りに対して新たな構想を持たなければならないと思いますけれども、3日間の祭りはお金もマンパワーなので、今まで以上の協力が必要ですよね。その決意と今後のビジョンは持ち合わせているのか、お尋ねします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

先ほど議員がおっしゃったように、金曜日で行うことに関して3日間となりますので、必要な人数も増えてくると思います。今年度の打ち上げ花火に関しましても、市役所の応援職員として他部署から52名お手伝いをいただきました。全庁を挙げて取り組むことがこれからも必要だというふうに感じておりますので、今年以上に警備計画を練りまして、しっかりとした体制を組み込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

ぜひよろしくをお願いします。

あと1点、大きな懸念があるんですけど、金曜日が雨天の場合、これまでは土曜日雨天中止の場合は日曜日に順延だったんですけども、今後、金曜日が中止の場合は、土曜日、日曜日に順延されるんですか。これは、どう扱われるんでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

打ち上げ花火につきましては、警備費用とかのキャンセル料等もございますので、今後打ち上げ花火に関しては金曜日のみということで、雨天に際しての順延等もできないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

大変寂しいですね。

次行ってください。

議長（成田義之君）

最後に、⑥の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

⑥についてお答えいたします。

打ち上げ花火を含め祭り自体が広範囲で行われ、その来場者も非常に多い尾張西枇杷島まつりは、多くの警備員を配置した自主警備での考えの上でも、西枇杷島警察署の協力は最も重要かと考えます。来年の開催に向け、交通規制範囲や会場周辺にお住まいの皆様の生活への影響などを鑑み、計画段階のこの時期から協議を行い、今後も継続して指導や意見を聴取してまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

現在、警察からの全面的な協力は、得られているのでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

現段階のお話をさせていただきますと、来年に向けて既に交通規制の考え方など基本的なことについて協議を行っております。今、警察の内部で協議をしているというふうに考えておりますので、また、その回答が来るのをお待ちしておりますという状況でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

今年とか毎年今までも開催するに当たって、警備実施計画というのは、警察が事前に警察本部と協議して策定されているんですか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

警備会社の警備配置も含めて、警察とは協議をしております。

以上です。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

それは分かっているんですけども、警察のほうで警備実施計画というのは策定されていますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

それはすみません、承知しておりません。分からないというところでございます。

議長（成田義之君）

高橋議員。

16番議員（高橋哲生君）

これだけ大きな祭りなので、ほかの例もいろいろ研究していただいて、こういったものもあるようなので、先ほど私が言ったような会場の関係とか、もっともっと綿密な計画というのは練らなきゃいけないと思うんですよ。そこらもぜひ警察と一緒に考えていただいて、現場の实地踏査ですかね、こういったものもやるべきものだと思いますので、ぜひ連携して進めていただきたいと思います。

最後に、新市誕生20年で、今回、伝統ある花火が5年に1回という話が去年出まして、それはまた後ほど修正されるとか、そういったこともございまして、かなりいろいろ伝統ある文化に対して皆さん不安を持ったと思うんですけど、永田市長、今後、地域の大切な文化を継承し、市の郷土文化として、更に昇華、発展させていくことをこの任期の間にしっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、決意のほどを。

議長（成田義之君）

高橋議員、発言中ですが、時間が終わっておりますので、本当に申し訳ないですね。ルールですので、これで閉じさせていただきたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願ひします。

16番議員（高橋哲生君）

承知しました。

議長（成田義之君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（ 時に午前10時57分 休憩 ）

（ 時に午前11時10分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

つぎに、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤光則君）登壇 >

15番議員（加藤光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。

私は、大きく二つの事柄について質問させていただきます。

まず第1に、国民健康保険の滞納者に対する医療確保についての対応と実態についてであります。

2024年12月2日の被保険者証廃止と資格確認書の導入に伴い、国保税滞納世帯に対しては、これまでの保険証取上げの措置から、窓口で医療費を一度10割負担で支払い、事後に市町村から7割分の特別療養費の支払いを受ける措置へと変更しています。

ところが、困窮世帯にとって10割負担は過酷で、受診が困難になっているのが実情であります。政府答弁では、「窓口申出に応じて特別療養費の対象世帯に対し、短期被保険者証相当の対応（短期資格確認書交付、療養給付）を市町村判断で柔軟に行える。」とされています。

この趣旨に基づき、清須市における現在及び今後の運用状況について伺います。

①本市において資格確認書を交付した件数と医療機関での受診に支障が発生していると把握している件数、把握していない場合はその理由や課題について伺います。

②「医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である」という申出があった場合、市において特別な事情に準じた対応（短期資格確認書の交付、療養給付への切替）の実施件数やその基準について伺います。

③政府答弁では、「窓口職員が医療の必要性を判断することは求められておらず、申出をもって特別な事情に準ずるものと判断される。」とされていますが、本市では、この点について、職員への周知、研修、マニュアル作成などの具体的な内容について伺います。

④特別療養費の支給に代えて療養の給付を行うことが可能とされていますが、本市における運用件数や実例、実施件数及び今後の運用方針について伺います。

⑤政府答弁では、「有効期限の短い資格確認書（旧短期被保険者証相当）の交付が望ましい。」とされていますが、本市における有効期限の具体的な設定基準や運用実態について伺います。

⑥今後、制度変更や運用方針について市民、医療機関、職員へ適切に情報提供する必要がありますが、本市における現在の周知方法及び今後の周知計画について伺います。

大きく二つ目、旧UR西枇杷島庁舎跡地利活用検討についてであります。

清須市にとって旧UR西枇杷島庁舎の跡地は、地域の象徴とも言える重要な場所です。UR都市機構から令和6年9月に居住者の完全退去が報告され、同年10月29日に副市長を座長とし、全部長職参加の下、1回目の利活用検討会議が開催されました。各部局から18件の事業提案が寄せられており、コンサルタントからも専門的提案が予定されており、行政としては、「これら

を踏まえ、令和8年度以降の都市機能にふさわしい利活用案を選定し、本格的な検討に着手する意向である。」と議会で答弁されています。

また、「西枇杷島地区の市民にとっては親しんだ施設の喪失感もあり、利活用案決定前に市民参加の機会が必要。」との答弁もありました。貸館施設は今後建設しない方針である一方、具体的な計画は未定とのことですが、跡地の将来を考えるに当たっては市民の信頼を得ることが不可欠であり、法制度に照らした参加機会の整備や継続的な関与の仕組みづくりが求められます。

そこで、以下の点について伺います。

①法的根拠と手続上の要件について

都市計画法第3条では、「地方公共団体には、都市計画に関する知識の普及や情報提供を住民に対し努めなければならない。」と規定されています。また、第16条では、必要に応じて公聴会などにより住民の意見を反映させる措置が求められています。

本市では、西枇杷島庁舎跡地利活用について、コンサルタント及び行政のみで検討が進められていますが、市民への情報提供や公聴会の開催を含む今後の参加機会について、現段階でどのように考えているのか、伺います。

②市民主導の関与の必要性と具体的手法についてであります。

先の6月定例会での同僚議員からの一般質問における議会答弁では、「利活用案が決定した際には、市民にも参画いただく機会を設けたい。」とのことでしたが、その時期や手法、例えばワークショップや意見交換会、市民アンケートなどについて具体的な予定や計画はあるのか、伺います。

③将来計画へ市民が関与し続ける仕組みの構築についてであります。

本市の公共施設管理計画では施設統合など方向性が示されていますが、西枇杷島庁舎跡地の将来像は都市機能にも関わる重要事項です。市民が検討の初期段階から継続的に関与できる仕組み、例えばパブリックコメント制度や市民の代表による検討会への参画などは将来的な信頼にもつながると思われませんが、市として検討されている具体策があるのか、伺います。

以上であります。

御回答よろしくお願いたします。

議長（成田義之君）

はじめに、1の①の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

保険年金課長の浅田でございます。

①についてお答えさせていただきます。

本市において資格確認書を交付した件数は、一斉更新時において3,552件で、全体の37.33%です。

一斉更新後、医療機関から支障のある連絡は、いただいておりません。

被保険者からは、「資格情報のお知らせは必要か。」との問合せにつきましては、「一部医療機関や接骨院等においてマイナ保険証の読み取り機械がないところもあり、マイナンバーカードと一緒に持ちください。」と説明しています。

以前ありましたマイナンバーの変更に伴い、マイナ保険証のエラーについては、現在ありません。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

まず2025年8月から、制度変更に伴って国民健康保険証が資格確認書に切り替わったとともに、従来滞納者に対して交付されていた短期の被保険者証が廃止されたわけでありまして、これにより滞納者への対応はどう変わったかを伺いたいわけでありまして、令和7年7月に厚生労働省の通知により、令和8年8月までの間はマイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書が交付されるということになったわけでありまして、資格確認書は、保険料が納付されている人と未納者の資格確認書は確認書の表記の記載内容や利用条件が異なっているということでありまして、先ほど3,552件の方に配付されたということですが、本市では、未納者の場合との資格確認書の違いはどういうふうになっているのか伺います。

議長（成田義之君）

浅野次長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

まず資格確認書につきましては、マイナ保険証を持っていない方、医療機関との連携を取れていない方につきまして、全員に送らせていただいております。加藤議員が言われた全員にというのは、後期高齢者医療につきましては、マイナ保険証を持っている方も持っていない方も全員に資格確認書を送付させていただいております。

あと、特別療養費に関しましては、今年の3月から滞納額通知等を何度か送らせていただいた結果、その中で納税相談をさせていただいた方とか、その他医療が必要な方につきましては、除外をさせていただいております。

今まで滞納額通知を3月、4月、5月と3回送らせていただきました。3月につきましては令和6年度まで未納のある方940名、4月10日につきましては令和5年度までに滞納のある方250名、5月には4月10日に送らせていただいたうち、反応のない方220名に送らせていただいております。その後、5月28日につきましては、5月12日以降に反応のない方につきまして、弁明書を提出してくださいという通知を送らせていただいております。7月15日には、特別療養費の支給に関する事前通知というのを送らせていただいております。そこまでも何の反応のない方につきましては、7月24日に資格確認書（特別療養費及びマイナ保険証）を持ってみえる方につきましては、資格確認書のお知らせ（特別療養費）を送付させていただいております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今、細かく答弁をいただきました。一つ一つ聞いていきたいわけですが、まず一つ確認しておきたいのは、今、マイナ保険証を持っていない方3,552人に送ったんだと、後期高齢者のことも言われたわけですけれども、8月の更新については、マイナ保険証の保有状況に係る全員に資格確認書が交付されることになったということがホームページにも載っていたわけですが、その辺について、まず市としてどういうふうに判断されたのか、お聞きします。

議長（成田義之君）

浅野次長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、資格確認書を送るのは、75歳以上の後期高齢者医療についてはそのようになっております。

それ以外、国民健康保険につきましては、従来どおりマイナ保険証を持っている方につきましては資格情報のお知らせを送りなさいということで通知をいただいております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

分かりました。

それでは、細かく聞いていきますが、まずは国民健康保険税、これは年々引き上がって、今、所得の約13%割合まできているかと思うわけであります。例えば所得金額が500万円の場合だと65万円ぐらいですかね。7月から8期に分けて徴収されているわけですが、皆さんから悲鳴の声が聞かれるわけであります。国保税の値上げが続けば低所得者層が保険料払えなくなって、未納、そして、今言われた保険証の制限、医療からの排除という構図が伺えるわけですけれども、病気になっても病院に行けない人が出る、命を守れない状況を生み出してしまうわけであります。

そこで、お聞きするわけですけれども、本市の場合、未納者、資格確認書、先ほど細かく3月、4月、5月で、最初3月は940人ぐらいと言われたわけですけれども、細かく対応されていると思うわけですけれども、長期未納という考え方で1年以上という捉え方でいいのかどうなのか、そういう場合については、今の報告だと、医療を受けられる必要があるのに医療機関へ一時払い困難となって医療機関に行けないような状況を生み出す、こういう人たちがたくさんいらっしゃるわけですけれども、この辺についてはどういうふうに判断されて対応されておるのか、お聞きしたいと思います。

議長（成田義之君）

浅野次長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

議員のおっしゃられる1年以上というのが、最初のところで保険年金課と収納課でいろいろ打合せをさせていただきました。その中で、現実的なところでいきますと、3月の時点で、昨年度、1年前の令和5年度までに年税額を超える滞納がある方につきまして通知をさせていただいているところでございます。

その後、まず収納相談をしていただいた上で、令和5年度までの滞納額につきまして、令和8年3月までに完納の見込みのある納税相談をしていただいた方につきましては、一般の保険証の方を発行させていただいている現状でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

そしたら、続いてまず御答弁いただいて、今の御答弁に対して再度質問したいと思いますが、②の回答をまずいただきたいと思います。

議長（成田義之君）

つぎに、1の②の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

②についてお答えさせていただきます。

政令で定める「特別な事情のある者」は、災害や盗難、病気、事業の廃止等・損失、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を対象とさせていただきます。

高校生以下につきましては、対象から除外しております。

令和5年度以前に年税額以上の滞納がある方に通知し、収納課において納税相談により、完納の見込みの方や医療等による適用除外の申請をされた方の件数につきましては、約90件でございます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今、御答弁いただいて、最初もそうですけれども、しっかりやっていただいておりますということは感じました。

医療を受ける必要があつて医療費の一時支払いが困難であると申出があつた場合、本市において、例えば高校生以下については除外しているということも言われたわけですので、しっかり更にやっていただきたいわけですので、今申し上げられたように、特別な事情についての適用基準の作成というのはきちっとされているという認識でよろしいですね。

議長（成田義之君）

浅野次長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

適用基準につきましては、国から示されているものを県が取得し、県が各市町村に配布された

基準がございます。それにつきましては、国民健康保険特別療養費の支給対象外についてという通知がございまして、その通知に基づいて適用除外とさせさせていただいております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

しかし、見ていると、自治体によっていろいろあるわけです。今、清須市は、生懸命やられておるといのはよく分かりましたので、国保法の第59条や第62条できちっと規定もされておりますので、自治体の判断によって柔軟な対応もしっかりやっていただいて、本来の趣旨をきちっと取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

3番目をお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の③の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

③についてお答えさせていただきます。

災害や盗難等については罹（り）災証明書、病気につきましては病院での診断書等、事業の廃止等は税務署に提出した廃業証明書の写しや収支報告書等、医療を必要とする制度を利用している方は医療証等の提出を求めることを職員間で共有しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

今回3番目の質問を入れさせていただいたのは、本来、「医療費の一時払いが困難な方に対して、窓口で申出があれば、市町村の判断で資格確認証ではなく短期の資格確認書を交付して医療給付に切り替えることが可能である。」こういう政府答弁が先般されたと思うわけであります。これは、単なる技術的な解釈ではなく、制度上、例えば清須市が人命に関わる医療アクセスの確保に関与する責任と裁量を有しているという非常に重い意味を持つ内容だったと思うわけであります。しかしながら、この重要な政府答弁が、いまだに多くの市町村の現場、更には医療機関や窓口職員に十分伝わっていないと。困窮者が10割負担を前に受診を断念するという事態が、全

国的にはちらほら起きています。国が「市町村の判断で柔軟に対応せよ」とまで踏み込んだ以上、本市においてもこの政府答弁の趣旨を正確に理解して、職員の研修、今取り組んでいる職員間ということも課長のほうから言われましたが、その都度、通達もいろいろ出されているわけですので、こういったマニュアル整備というか、こういったものをきちっと反映させて、制度が実際に機能する体制をしっかりと取っていただきたいということをこの3番目ではお願いして終わりたいと思います。

四つ目お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の④の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

④についてお答えさせていただきます。

従前の被保険者証等の有効期限は7月31日となっており、特別療養費は8月1日からとなっています。

8月に医療機関で10割を支払い、市役所へ療養費の支給申請が提出されたのは22日までに4件あります。

医療機関からレセプトの提出をもって確認しますので、確認後、療養費分につきましては、滞納があれば充当し、その間に完納されていれば支給させていただきます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

既に4件あったということでもあります。制度として可能でありますので、この4件はレセプトを見て判断して、対応もするというものであります。

生活困窮者に対して保険や福祉や医療が連携してこの仕組みをきちっとやっていく、制度を活用していく、こういうことが非常に大事であります。今質問させていただいたのは国保の担当ですけれども、医療相談の窓口を強化して、生活困窮者へのケースワーク的な支援も含めた制度運用を福祉部局の中でもきちっと図っていただきたいということをお願いして、4番目の質問を終わります。

5番目お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の⑤の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

⑤についてお答えさせていただきます。

滞納者に対する有効期限の短い資格確認書の発行につきましては、一部の自治体が国に対し、可能となるよう要望していることは承知しておりますが、国から具体的には通知されておられません。

国から有効期限の短い資格確認書の発行が可能との通知がありましたら、設定基準や運用について収納課と協議し、決定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

しっかりしたものが下りてきていないということでもありますけれども、原則3か月から6か月程度とかいろいろあると思うわけですが、やはり現場の声を上げていくということも大事ですので、国のほうにも、今こういう課題が、特に国保証が廃止されていろいろ出てきておりますので、グレーゾーンの部分で医療へのアクセスができない方がいるわけですので、この辺については待ちじゃなくて声も上げていただきたいということを、清須市は今、一生懸命やられていると思いますけれども、そういった声を上げていただくということをお願いしておきたいと思っております。

6番目お願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、1の⑥の質問に対し、浅野市民環境部次長兼保険年金課長、答弁。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

⑥についてお答えさせていただきます。

特別療養費については、清須市公式ホームページの国民健康保険「国民健康保険税が未納になると」のページに、4月10日に掲載しました。

対象となる方へは、個別に滞納額等通知についてお知らせさせていただいております。

また、収納課と情報を共有し、収納相談の際には、国保税を滞納すると特別療養費になる旨を

お伝えしていただいております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

知らないことで命が危険にさらされることのないように、行政が先回りして手を差し伸べるのが私は必要だと思います。今、課長がホームページ等と言われたわけですがけれども、特に滞納者層は情報弱者でもあると言われているわけでありますので、情報では拾い切れない人たちがたくさん見えると思うわけであります。

例えば医療機関へのこういったお知らせとか対象世帯への個別通知や民生委員や福祉関係者の方々と連携を取って、もう一度、一段踏み込んだ周知をできないかと思うわけであります。

その辺については、どうお考えでしょうか。

議長（成田義之君）

浅野次長。

市民環境部次長兼保険年金課長（浅野英樹君）

情報につきましてはなるべくお伝えさせていただいていると思いますが、中には、通知について相談があった方につきましては、滞納額はあったんですけども、よくよく聞いてみると、申告をしていなかったために高い額が滞納となっていた。過去何年間遡って申告をした結果、7割軽減になったことにより、何とか収めることができるという方につきましては、収納相談において完納の見込みということで、一般証のほうを出させていただいているというところでございます。

窓口で、なるべく未申告の方を必ず見つける。資格の取得・喪失の時もそうですが、窓口にみえた時につきましては、まず軽減がかかるかどうかとか、未申告があるかどうかということも確認させていただいております。未申告があればすぐに税務課のほうで申告をしていただいて、すぐ軽減をかけて、新しい納税額の通知をさせていただいているというようなことを窓口のほうでもやっております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

最後に一言申し述べたいと思いますが、制度は変わっても守るべき人の命、健康は変わらないわけでありますので、保険税、保険料の未納を理由に医療から排除されるということがあってはならないわけであります。困っている市民に寄り添い、そして、誰一人取り残さない制度運用を強く求めて、この質問を終わりたいと思います。

二つ目に行っていただきたいと思います。

議長（成田義之君）

つぎに、2の①の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

2の①についてお答えいたします。

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的として、都市計画に関する事項を定めた法律です。無秩序な開発を防ぎ、計画的なまちづくりを進めるための基本的ルールを定めています。

都市計画区域において、公園や道路、学校、病院などの都市計画施設を計画する場合は、都市計画法第16条第1項に基づき、市民への情報提供や公聴会の開催をすることとなります。その際には、市民の皆様方にも参画いただく機会を設けたいと考えてはおりますが、利活用案が示されていない現段階では何も申し上げることはできません。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

最後を言われる前までは共通認識いろいろあったんですけども、今、最後に「利活用案が決まっていない段階で何も申し上げることはありません。」という御答弁だったわけであります。

市民にとっては、計画が進行していることすら知らない人が多くいらっしゃるわけであります。まだ決まっていないという御答弁を前回から繰り返される中でも、行政とコンサルタントの間では着々と議論が進められている実態があるわけであります。

都市計画法第16条で、「必要に応じて公聴会を行い、住民の意見を反映すること。」としていますが、正にこのような地域の未来像に関わる重大な案件こそがその必要に該当するのではないかと私も思うわけであります。決定後の説明では、もはや住民は参加者ではなく、どちらかと

いうと決まったことの傍観者になってしまうおそれがあると思うわけでありますが、現時点で方針が定まっていないからこそ、今こそ住民への説明と意見聴取を始めるべきだと私は考えるわけであります。

市民の納得と共感を得ないまま進めることは、後々のいろいろな反発やトラブルを生む可能性も高いと考えるわけですが、まだ決まっていないという理由で市民参加を後回しにすることはいかがかなと思うわけですが、その辺のことについてどういうふうに考えられているのか、再度質問したいと思います。

議長（成田義之君）

所次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

市民の皆様に対してお示しするわけなのですが、本当に今の段階ではまだ全く何も決まっていませんので、お示しすることができないということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

なかなか答弁が前進しないわけですが、くわえて、申し上げたいのは、このUR旧西枇杷島庁舎跡地、思い起こせば、東海豪雨の際に地域の避難拠点として多くの市民の命を守った歴史的な土地でもあるわけであります。この地域はかつて浸水被害や住宅被害が多数発生して、住民の皆さんはこの庁舎に避難して身を寄せ合った経験があり、その記憶というのは今も地域に色濃く残っているわけであります。そのような背景を持つ跡地を防災や減災の視点を欠いたまま計画することは、市民感情からしても非常に慎重であるべきではないかと私は思うわけであります。都市計画法が定める住民への情報提供義務や必要に応じた公聴会の実施、正にこのような命を守る土地の今後を市民と共に考えるからこそ必要であるということをお示しを私は最後にこの①の質問で述べておきたいと思っております。

二つ目の回答をお願いいたします。

議長（成田義之君）

つぎに、2の②の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

②についてお答えいたします。

旧西枇杷島庁舎及び西枇杷島会館、市街地住宅、汚水処理施設の解体には、最短で令和8年度から令和13年度までの6年間を費やす計画で進捗しておりますが、現段階では、市民参画の時期や手法など具体的な予定や計画は決まっております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

前回でも答弁で、「市民にも参加いただく機会を設けたい。」、こういう答弁でありました。実際には参加の時期も方法も決まっていないということで、参加の具体像が全く見えないわけがあります。

繰り返しますが、市民参加は設計や計画が確定した後ではなく、構想段階で実施するからこそ意味があるものだと私は思うわけであります。他市の状況を見ると、初期段階からいろいろな意見交換会なんかを開催して、計画に市民の創造的なアイデア、取り組んでいる事例も見受けられるわけであります。この清須市においても、夢のある土地としての活用を語るのであれば、その夢を市民と一緒に描いていく姿勢が大事だと思いますので、今後の計画案において、具体的にいつ、どのような方法で市民の声を聞くのか、工程表や検討状況、このことについてもまだお示しすることはできないのか、再度質問させていただきます。

議長（成田義之君）

所次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

今、実際に利活用案ということで委託を出しておるわけでございます。その中で、次の答弁の答えにはなってしまうのですが、市の庁舎跡地が市民及び地域にとって重要な場所であるということは十分承知しております。あそこは西枇杷島庁舎、会館、汚水処理施設、そして、上に市街地住宅がありましたので、地域の方にとっては重要な場所、先ほど議員もおっしゃられましたが、災害の時はあそこが避難所になったと、あそこへ助けを求めてくる方が多かったということも理解しております。ただ、今のところ、そのような予定がまだできておりませんので、お示しすることが不可能な状態でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

重要な場所だという共通認識は何えたと思います。

令和8年から令和13年で6年かかるということで、まだ先の話だということで、今一生懸命やられていると思うわけですが、明確な工程表なり検討状況を示していくということが私は必要であると思いますので、しっかりやっていただきたいということをお願いしておきます。

3番目の回答をお願いします。

議長（成田義之君）

最後に、2の③の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

③についてお答えいたします。

市も、庁舎跡地が市民及び地域にとって大変重要な場所であることにつきましては、十分理解しておりますが、市民が検討の初期段階から継続的に関与できる仕組みにつきましては、利活用案が示されていない現段階では決まっておりません。

今後、調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

何度も繰り返しになる質問なのですがすけれども、現段階で制度が未整備というのは理解できますけれども、では、進めば市民の意見は単発的な説明会、アンケートで終わってしまうことになるのではないかという思いもするわけであります。

清須市の公共施設管理計画は40年のスパンで、長期計画でいろいろの間、出しているわけですが、今回の跡地もまちづくりや都市機能の将来を大きく左右するものであって、市民と共に描いていく大きな夢のあるビジョンだと思うわけであります。だからこそ、市民検討会やパブリックコメントをいろいろ実施していく。そして、制度として継続的に関与する仕組みを導入してやっていく、並行してやっていくことが、私は必要だと思うわけであります。このまま検討中ということはないかと思うわけですがすけれども、何らか方向性を示していくということが、期

待がある市民にとっては、市と一緒にまちづくりを進めていく上では非常に大事なことだと私は思うわけであります。

前回の同僚議員からの質問からまだ2か月ぐらいしかたっておりませんが、前は副市長が座長でやっておったということで、今日は新しい副市長になられて、この間、総務部長として頑張っておられたと思いますが、その辺については、新しい副市長としてどういうふうに見えるのか、質問したいと思います。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

副市長、岩田です。

私も前回、企画部長でメンバーとして加わっておりました。今、所次長が答弁したように、現時点では本当に何も決まっておらず、今現在コンサルタントのほうで何がふさわしいかということも調査研究していただいているところではあると思います。それをコンサルが決めるのではなくて、当然、市のほうで、まずは検討会の構成メンバーのほうで決めていくことになっていきますけれども、何ができるかということが決まれば市民の皆様の御意見を聞く機会を設けたいというふうを考えておりますので、その時期については、先ほどからも答弁してありますが、早くて平成13年度ということですので、焦らず、何がふさわしいかしっかりと考えて決めていきたいと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

加藤議員。

15番議員（加藤光則君）

これがこうしていくということを市民に指し示すのではなく、今のお話聞くと、何ができるかという、まだこの固まる前の段階で市民に問いかけていくという御回答をいただいたと私は認識しております。

旧UR西枇杷島庁舎跡地の利活用について、市民参加と透明性の観点から質問をさせていただきました。この土地というのは、役所機能を担ってきた地域の拠点であって、そして、東海豪雨では多くの市民が避難し、命を守った、こういう場所でもあるわけであります。だからこそ、行政だけで進めるのではなくて、今更ではありませんけれども、市民と共に未来を創造する姿勢が

強く求められているし、市民も求めていることだと思います。まだ決まっていないからこそ、今こそが住民参加の出発点になると私は思います。

この跡地が清須市の未来を照らしていく、今後の顔となるような、この跡地を決めていくこれからの取組ですね、このことを私は強く求めたいわけでありますが、所信にも少し書いてありますが、市長のほうから最後に一言、何らかのお声を、御回答をいただきたいと思います。

議長（成田義之君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

西枇杷島のURの跡地の利活用なんですけれども、想定よりも長い時間がかかるということが分かりました。6年間と言いますと、恐らく社会情勢も、また、住民の皆さんのお考えも随分変わるんじゃないかなというふうに思います。それで、今の段階で何らかの方針を出して、では、6年後それがそのままいきるかということになると、ちょっとリスクがあるなというふうに思っています。

今回、最初の時点では、上物で2年という考え方でしたけれども、それであれば、できるだけ早くということでコンサルタントに委託をしたわけなんですけれども、今回のコンサルタントの在り方についても、本当に基本的な部分ということに収めていくのが一番いいのかなというふうに思っています。

それで、上物2年、その後に土壌改良が多分じゃなくて必ず必要になってきます。そこから杭を抜くということがございますので、その進捗に合わせて市民の皆さんの意見とか、今、議員がおっしゃったことについて進めていくのが一番リスクが少ないかなというふうに思っています。

何よりも心配しているのが、6年かかるわけですので、今、ちまたでは一部の市では、公共施設の建設などについて混乱を起こして、市のイメージを低下させるようなニュースも出ておりますので、そういうことが絶対ないように進めていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（成田義之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開は、1時30分からお願いいたします。

（ 時に午前11時51分 休憩 ）

( 時に午後1時30分 再開 )

議長 (成田義之君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員 (浅井泰三君) 登壇 >

19番議員 (浅井泰三君)

19番、浅井泰三です。

通告に従い、議長のお許しの下、一般質問をさせていただきます。

当質問事項には、再度質問を重ねることになります。再々度となりますが、ただ、いまだなかなか実施はさせていただかず、いま一度お尋ねするものでございます。

最初にお尋ねしたのは、平成時代でありました。世情は移り、局地戦争と経済不安定状況の中、基本的な働き方などの環境には、より良い施策を講じていかねばならないことは明白であります。世情が移ろい、地方行政の変革対応のため、自治体には様々な事情があり、この条例制定にも本市では長く過ぎてしまいましたが、再度、条例制定がかなわないのか、そのことをお尋ねをいたします。

まず最初に、中小企業振興基本条例には、産業労働政策の基本的な方向性及び重点政策を示す「あいち産業労働ビジョン」を策定し、県中小企業活性化の有識者会議において条例の制定を検討し、今日まで県内約半数の自治体が条例制定をしているが、県内の動向から見る見解を述べていただきたいと思います。

二つ目に、愛知県産業労働部の条例制定に向けた動向、見解についてお聞きいたします。

三つ目は、中小企業振興に係る基本的施策の責務を考慮するならば、条例制定を一義とするべきではないかということです。

四つ目は、公契約条例の県下の現況と地方自治体が行う公共調達や公契約において、公契約条例を制定することによって労働条件が守られるのではないかということでございます。

五つ目は、なぜ本市では公契約条例の制定ができないのか。そのことについてお伺いいたします。

六つ目は、公契約条例を制定することに何の差し障りがあるんでしょうかということです。

七つ目に、本市での入札基準に業者の選定基準などが定められていますが、現行それぞれの契

約形態に問題点はありませんか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（成田義之君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

産業課の梶浦です。

①についてお答えいたします。

御質問いただきました数値について、全国の基礎自治体数から見れば、昨年11月で721の自治体で41%以上、愛知県で見た場合、現在33の市町で制定済みであり、その割合は61%以上に上ります。

愛知県は工業県のイメージが強い一方で商業や農・水産業も盛んですが、やはり自動車に代表される輸送機械産業が有名で、2021年の製造品出荷額などは4兆7,000億円を超える額で、全国の約14.5%を占め、45年連続日本一のものづくり県となっています。

そのものづくり愛知県を支えるのは、県内企業の99.7%を占める中小企業であり、さらに、そのうちの82.4%が小規模企業であることから、中小企業振興基本条例の制定により、多くの自治体が重視していることが読み取れます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

前回の質問時と比較して、企業においては、世相を反映して初任給も高くなりました。しかし、若い人材には手厚くなっている一方で、中小や小企業規模では、若い人を確かに賃金が上がるのだけど、役場と違って年功序列じゃないんです。中堅や定年間際になると反対に給料を下げられて、その分が初任給や若い人の給与を上げているのが実情なんです。そうすると、物価高騰やトランプ関税の問題などまだまだ厳しい状況下であって、本市でも産業を下支えする中小・小規模事業者は、この条例制定にこれまで向かわなかったのは何か理由があると思うのですが、何でこの条例制定に向かえないのですか。

お願いします。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

この条例については、商工会を始め関係団体から要望をいただいております、コロナ感染症まん延より以前に調査研究を行った時期もありますが、コロナ禍に入り、中小企業に対しては、何よりも商品券販売事業など様々な支援策などを講ずる必要がありまして、条例制定まで手が回らなく、停滞していたのが現状でございます。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

県内では33の自治体が制定されていると思いますが、制定されている内容に何か特徴とか違いはあるのでしょうか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

愛知県の条例を含めまして、県内自治体、全ての条例が理想的な事項のみを盛り込みます、いわゆる理念型の条例になっていますが、その中でも小規模企業に特化したものや中小企業に加え小規模企業をあえて加えたもの、産業全体に目を向け条例名をつけている自治体などがあるなど、自治体固有の産業構造や思いにより、それぞれ若干の違いがあると捉えております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

分かりました。

2番にお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、②の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

愛知県では平成24年に中小企業振興基本条例を制定済みですが、この条例に基づき、

2030年から2040年頃の社会経済を展望し、目指すべき産業労働分野の姿を提示した上で、その実現に向け、2021年から2025年までに取り組む施策の方向性と主な政策を示す「あいち経済労働ビジョン」を策定しています。

この計画策定に当たり基本的な考え方には、「愛知の経済と雇用、地域社会を支える中小・小規模企業の企業力強化と持続的な発展を第一とし、本計画の基盤に据えること。」とあることから、県が産業構造の基盤として中小企業や小規模企業を重要視しているかが読み取れます。

愛知県では、県内自治体における中小企業振興基本条例の制定状況としては、全国平均を上回るものを更に推進していくものと思われます。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

それでは、3番も続けてお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、③の質問に対し、梶浦市民環境部次長兼産業課長、答弁。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

③についてお答えいたします。

本市では、今年度2025年から始まる第3次総合計画の魅力に満ちた活力のあるまちをつくる政策の商業・工業の振興の施策において、地域産業の活性化を展開する中小企業の振興を図る基盤の強化と健全な発展を促進する条例の制定を目指すと明記しております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

第3次総合計画に制定に向けて明記されていますよね。そうすると、担当課として梶浦課長のほうは、この基本条例を取り入れようとする、具体的に何をしていけばよろしいですか。そのことも伺いしておきます。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

第3次総合計画の前期基本計画中の制定に向け、先月に行われました県市長会の商工関係部課長会議にて、本市から中小企業振興基本条例に関する議題を提案し、制定に当たって、商工会など団体が担った役割はどのようなものか、制定したことによる予算への影響などを制定済みの市から回答をいただき、貴重な資料となりました。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

そうしますと、前期基本計画が終了する2029年、令和11年、この期限までに条例を制定することになりますけれども、具体的にスケジュール的にはどんなようなものになりますか。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

本年度は条例制定に向けたロードマップ、つまり、制定に向けた行程表の作成を行います。条例策定には、商工会を始めその会員でもある中小事業者や小規模事業者、市内に点在する大企業や金融機関など広く意見を聴取する必要があるため、また、有識者を含めた会議体を組織し、条例内容を検討していく必要があるためです。そのため、来年以降1年をかけて条例案を策定し、遅くとも令和9年までには具体的な条例施行をイメージしております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

そうすると、非常に前向きな答えをいただいたわけですが、少なくとも、ここ1、2年をかけて内容を精査し、条例制定に向けた、そういう方向付けで検討いただくということでのよろしいわけですね。

議長（成田義之君）

梶浦次長。

市民環境部次長兼産業課長（梶浦庄治君）

前向きに取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

ありがとうございました。

次の4番目、公契約条例のほうをお願いしたいと思います。

議長（成田義之君）

つぎに、④の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

財産管理課長の所です。

④についてお答えいたします。

公契約条例を制定していない自治体が多いことから、労働基準法、最低賃金法などの現法制度で労働条件が十分に守られているものと考えていますが、条例を制定した場合は、発注者の強い監視体制が構築できることから、公正な労働環境や労働条件が守られやすくなると考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

④の質問の中に、県下の状況って書いてあるんですが、これは今お答えなかったと思うのですが、県下の状況、公契約条例を制定している自治体も結構ありますよね。前回お聞きした時からどれくらい増えているかも。

議長（成田義之君）

所次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

前回、議員の御質問が、令和5年9月議会の一般質問であったかと思われま。令和5年になりますと、9月議会の後に制定された自治体はみよし市になります。

今、愛知県下54市町村ございますが、そのうちの愛知県を除く20市町村、約37%、こち

らのほうが公契約条例を制定している自治体になります。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

若干増えただけですけれども、しかし、実際に県下の中には、制定しているところがあるわけ  
です。それは、やはり必要に駆られてというか公契約条例を結んだほうが、先ほど言われた公正  
なる労働環境を守れるのではないかと、所課長のほうでもおっしゃられたわけです。

であるなら、5番になりますが、公契約条例が制定できない理由の答えをお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、⑤の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

⑤についてお答えいたします。

条例制定をすることで人件費の基準が低く固定化され、かえって賃金が引き下げられる懸念が  
ある点と契約業者の事務処理が増える点を懸念しており、他団体の動向を注視しております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

今おっしゃられた条例制定することによって反対に人件費の基準が低く固定化されるとか、賃  
金が引き下げられるのではないかと。他団体の動向を注視しているというなら、その他団体で条例を  
制定しているところがそういう目に遭ったのかどうか、そういうことは検証されてますか、いか  
がですか。

議長（成田義之君）

所次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

そちらのほうに関しましては、これから条例制定をしている自治体に問合せなり聞き取り等を  
して調べていこうと思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

絶対調べてもらわないといけない。低く固定化されるとか、かえって賃金が引き下げられるなんていうのは、これは全くの想像を絶するお答えだと思う。そうならないがために条例を制定するという事ですから、十分に精査いただきたいと思います。そういう御懸念がなくなれば、本市では条例を制定できないから、もしもそういう判例があれば、ぜひ教えていただきたい。私は、そこの自治体へ行って徹底的に一回調べたいと思いますので、ぜひお願いします。

要は6番の条例制定をすることの支障の有無ということの答えになると思うんですけども、6番、お答えをお願いします。

議長（成田義之君）

つぎに、⑥の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

⑥についてお答えいたします。

特に支障はないと考えております。

繰り返しになりますが、前の質問でお答えした懸念点も含め、条例制定団体に対し、調査及び意見交換を実施したいと考えております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

ぜひお願いしたいと思います。

最後の⑦、お願いします。

議長（成田義之君）

最後に、⑦の質問に対し、所総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

⑦についてお答えいたします。

当市においては、清須市契約規則に定め、運用を行い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき対応しており、問題点はあり

ません。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

ここでもやはり所課長のほうは問題がないと。今、本市の契約状態に問題はない、それはそうでしょう。今、我々もいろんな予算の中でおかしいものがあれば、議会から追及することにもなると思うのです。今までなかったから問題がない、そうじゃなくてね、これから起こり得るかもしれないから、すぐこの条例を制定して、何とか自治体がもっと公契約に対してスムーズに運営しましょうと、こういうことなんです。

実際これまでも談合とかそういうことはなかったですけども、例えば総合評価にしる、ゼネコンが大きなものを取って、そこから2次、3次の下請、値下げ、言葉は悪いですけど、分かりやすく下請企業へA社、B社、C社を競合させて、資材にしても機材にしても競合させて、賃金にしても値下げさせているのが現状なんです。それは、あなた方は法にのっとってきちっとやっていますよ、確かにそうでしょう。しかし、これは許される言葉かどうか知りませんが、内情は、下請いじめは実際、現状はあるんです。

例えば小さな随意の契約でも、値段がちょっと安いから大手の会社へ出しちゃうんです。市内の中小の小さなお店は値段でちょっと負けて、何でそのお店に発注できんかなというのが、我々地元の人間にしたらそういう思いがいっぱいなんです。

そうすると、やはり公契約条例なるもので、何か金額だけでなく総合評価じゃないけれども、地元の貢献度とか、もちろん地元にあるのか、営業所があるのかと、そういうことも含めて、ある程度、条例で今度は縛りをかけて地元の中小を大事にすることができるかと思うんです。

いかがですか、そういう考えは、所課長。

議長（成田義之君）

所次長。

総務部次長兼財産管理課長（所邦治君）

当市におきましては、平成30年4月以降、地元の中小企業の育成、地元経済の活性化を図るために、地元中小企業の受注機会の増大を目的として、地元業者より見積り徴収業者を可能な限り選定してくださいという制度を決めて、地元業者優先ということでやらせていただいております。

す。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

おっしゃるとおりなんです。要はそれに基づいて地元業者優先でやるのです。やるのだけど、本当の中小のところは、競争すると、外から来た大きなところに最後は負けちゃうんです。規則で、あなた方は、やはりたとえ1円でも安いところへ発注するようにしなきゃいけないわけです。だけど、地元業者優先で見積りはできても、地元業者優先で落札させるわけにはいかないわけです。1円でも安いところでやるしかないわけだ。でないと、今度はあなた方が疑われてしまうわけだ。そこに地元業者と大きなところとのそごの中でいろいろ確執があって、勘違いをして、何で地元業者を優先できないのと、こうなるわけだ。そこで、条例をつくって、ある程度、値段以外にも、実際、コピー用紙とか消しゴムとか鉛筆を買うのに、それくらいのものはやはり地元業者優先なのだ。そういったものには、よその大手は入ってこない。

ごめんね、思いが半分入って。ちょっと一般質問にはそぐわないかもしれないけど、所課長なので、言いたいこと言っておいてもいいかと思って、ちょっと許して。

それで、もう一つ、公契約条例の第1の目標というか、目的というか、今回こんなことを議会で取り上げていいのか、今いろいろ苦勞されている部署に失礼かもしれないですけども、これは僕、副市長にぜひ、ずっと関連があると思って、それと初面識ということで、よろしくお答えをお願いしたいと思うのですが、先ほどの加藤議員の質問ではないけれど、やはり旧西枇杷島庁舎、これは、いろいろ住宅と連携した、URとの連携した日本でも画期的な役場だということで、できた当時は日本全国からいっぱい見学に来たぐらいの思い入れある庁舎なんです。合併協議会の時も事務長が困られたと思うのだけど、現市長が困られたと思うのですが、旧西枇杷島町の議員は庁舎に対する思い入れが非常に激しく、立派な庁舎で、これが耐用年数が来て、本庁は旧新川町の役場にするということで、その代わり後は頼むと。それは、これを閉鎖するということにも関連しているわけです。住宅とかそういうのも、6年かかって計画を立てて取りかかると。先ほど副市長も、加藤議員への説明では、これから一生懸命考えていくと。壊すまでまだ時間はあるわけです。

私は、一番懸念したのは、今、固有名詞をこういうところで言っているのか悪いのか分かりま

せんけれども、言いついでに言いますけれども、食堂が入っていますよね。僕、この間、食べに言ったら、今月で終わりなんだわと。だけど、私のところには今、実を言うと調停をお願いしてるんだと。何だねと言ったら、言い手の粗相か聞き手の粗相か、私のところは納得できんと。ずっと休日診療とか、食堂以外に何か家庭科教室とか、いろんなものが入っていましたよね。本当に誇れる西枇杷島庁舎が、今、調停をしながら出ていく、出ていかん、補償がどうたらね、それは、後のことよりも今をやっぱり大切にさせていただきたいと思う。

一小市民が、契約もあったのかないのか、きちっと契約をしたのかどうか、私は、公契約条例が二、三年前にできておれば、公契約条例をやっておけば、その中でそうした施設との契約もある程度何かしら契約を設けておけばよかったと思う。それが、今回全くないと。言った、言わない、契約に書いてあった、書いてない、ただ、うちはいつ幾日までで、上もみんな出ていくから、確かに休日診療も集会所も使えなくなった。給食室も使えなくなった。確かにそのとおり。最後に残った私のところは、こうやって決まったから出ていきなさいは、それは、これまで西枇杷島庁舎を、西枇杷島町民はともかく、もとより我々清須市民が今日まで使ってきた大切な役場の晩節を汚すことになりませんか。たとえ一町民が揉めたからといって、私はこれまでの西枇杷島庁舎の功績を汚すことになると思うんですよ。私はこんな思いを一般質問ですべきではないか、議長に相談しました。議長は、言ってもらってもいいと。半分は思いが入っていますから、私は規則を読んでないから、ぜひ、そのことを副市長から、どうされるのか、一部の職員の方と裁判にまではならないけれども、調停をやっていると聞いて、それは西枇杷島の辞めていかれた議員の中からも、おまえら何考えとると、合併した意味ないわというくらいの思いがあるわけですよ。やっぱり最後はきれいにやりましょうよ。天下に誇る、昔は引きも切らない、職員が困ったくらい見学に来た大事な西枇杷島庁舎ですよ。それを壊すとなれば、町外であった僕でも合併に関わった以上、冗談じゃないよと、予算は反対だと。今、言葉はポッと出ちゃったんだけど、そうじゃないんだけど、その辺の思いを、僕は時間を使って自分の思いばかり言ってしまって一般質問にはならないかもしれないんですけど、これは公契約条例を制定するということから取り入れてもらわないといけないということから来た思いで、副市長にお答えをいただきたいということですから、お許しをいただいて、ちょっとくどかったけど、議長、よろしくお願いします。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

副市長、岩田でございます。

浅井議員は合併協議会の委員をなされていて、私も合併協議会の事務局にいましたので、旧西枇杷島の議員始め、お気持ちというのは十分に理解しているつもりでございます。ただ、耐震化の問題で、事実として、今度の9月で施設の条例が廃止されるわけですが、それが原因で今、相手様の方から申立てを受けて、市のほうとお話をこれから、公の場ではなくて別のところとするわけですが、お気持ちの点では私も本当に理解できるところはあります。結果として、双方がうまく納得し合って解決できればいいなと思いますので、そのような方向に向かえばよろしいかなというふうには今思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

いいですか、議長、まだ時間あるので。

副市長の気持ちは、よく分かりました。合併に携わる、携わらんは別にしても、旧西枇杷島の人たちから見たら、そんなもめてまで、崩れるのを待ってればいいという人も出てくるわけです。別のところというのは、裁判にはできないから調停に、まあまあという気持ちが本市にもあるなら、私は、ぜひ、この9月と言わずに、まだいいじゃないの。議長の指導の下、多分、議会も承認しますよ。営業をちょっと延ばしましょうと。その間はもうちょっと話し合いをしましょうとか、そういう決意はできないですか。この場では言いにくいかもしれないけれども、あえてお願いしたいと思います。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

当局としましても生涯学習課が所管しているわけですが、生涯学習課のほうも何とか相手様のほうに御理解いただきたいということで、顧問弁護士になりますが、いろいろ相談等もしております。少しでも相手様に御理解いただいて納得いただけるような結果になるようになればいいかと、ちょっと曖昧な答えで申し訳ありませんが、そのように思っております。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

もう一つだけ。今の答えは、全くこっち向きなんです。よく理解してもら、調停で理解してもら、というのは、相手の言い分も飲むという意味と私は無理やり解釈したいんだけど、どうも副市長の言い方は、そうは言うものの何のための調停なのだと。調停で何とかしていきたく。こちらの言い分、要は市側の言い分に持っていくんだと、そのようなふうには聞こえないです。

違いますか。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

すいません。私の言葉が下手なところで、浅井議員にちょっと不快な思いさせてしまいましたけれども、決してそういうことではなくて、市のほうも当然譲るところは出てくると思います。そこも含めて、双方でお互い理解し合っていくことが一番大事かなと思っておりますので、そのような形でいい方向に持っていければいいなというふうに思っているということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

副市長ね、所課長といろいろ公契約条例について、そのようなものは本市では必要ないんじゃないかと、そうそういう考えかもしれませんが、ぜひ、この公契約条例ももっと進んだものであれば、他市に見習って、やっているところを含めて考えていけば、私は十分制定できる可能性があると思うのです。

副市長の御理解をぜひお願いします。

議長（成田義之君）

岩田副市長。

副市長（岩田喜一君）

先ほど所次長のほうから懸念事項が2点ほどあるということで話ししましたが、それについては、この後、財産管理課のほうで制定団体について調査するというふうに申しております。それ

が払拭できれば、制定に向かって大きく前進するのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（成田義之君）

浅井議員。

19番議員（浅井泰三君）

ちょっと言い過ぎました。以上で終わります。

議長（成田義之君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、9月8日月曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦労さまでした。

（ 時に午後2時11分 散会 ）